

議案第 26 号

三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

三次市長 福岡誠志

三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年三次市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条（見出しを含む。）中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 10 条の見出し及び同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 13 条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「法第 33 条の 10 各号」を「法第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 16 条第 6 号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第 18 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。